9月は動物愛護月間。命を守るために。

動物の正しい飼い方・関わり方

|茨城県では、9月を「動物愛護月間」としています。広く県民の方に動物愛護と動物の正しい飼い方について の関心と理解を深めていくことを目的としています。この機会に動物との付き合い方を見直してみてはいかがで しょうか。

犬・猫 共通で注意すること

○身元証明やマイクロチップなどをつけましょう

迷子をなくすためにも犬には鑑札・狂犬病予防接種済票を付け、万が一、首輪が抜けたときのためにマ イクロチップもつけておきましょう。マイクロチップは動物病院でつけられます。

○不妊・去勢手術を受けましょう

産まれてくる子犬・子猫の将来を考え、不幸な命を作らないために『産まれない手術』、『産ませない手 術』を受けましょう。

○ペットが命を終えるまで責任を持って飼いましょう

飼い主には、ペットがその命を終えるまで世話を行う責任があります。どうしても飼えなくなった場合 でも、飼い主が先に亡くなった場合でも、ペットが安全に安心して暮らせる環境を用意してあげることが 飼い主の努めです。

犬はこんな ことにも注意!



- ○犬の登録と狂犬病予防注射を受けましょう 室内飼育、室外飼育の区別なく、生後90日 を経過したすべての犬は「登録」と年1回の 「狂犬病予防注射」が法律で義務付けられて います。
- ○犬はつないで、事故防止に心がけましょう 犬の放し飼いは、県条例で禁止されています。 人を噛んでしまう、迷子になるなどの事件事 故の原因となります。必ずつないで、事故等 の防止に努めてください。

野良猫との 関わり方



- ○野良猫にエサを与えないでください!
 - エサを与えるだけで、その後の管理をしない 無責任な行為は結果的に野良猫の数をどんど ん増やすことになり、近隣トラブル、事故・ 病気などで死亡する不幸な猫を増やしてしま うことになります。
- ○野良猫が自宅敷地内に入ってお困りの方へ 野良猫が庭に寄り付いてお困りの場合は、ホー ムセンターなどで手に入る猫用忌避剤や木酢 液などを庭にまくと効果があります。
- ※市及び県動物指導センターによる野良猫の捕獲 や駆除は行っておりませんのでご了承ください。

■問い合わせ■

市民生活部 生活環境課 生活環境グループ 電話:52-1111(内線114) 茨城県動物指導センター 電話:0296-72-1200